

羽幌町通学路交通安全プログラム
～ 通学路の安全確保に関する取組の方針 ～

平成30年 7月
平成30年10月改正

羽幌町通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年7月に羽幌小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「羽幌町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「羽幌町通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムはこの会議で協議を行い策定しました。

- ・羽幌小学校
- ・羽幌中学校
- ・羽幌町留守家庭児童会
- ・羽幌町（町民課・建設課・福祉課）
- ・羽幌町教育委員会（学校管理課）
- ・北海道開発局留萌開発建設部羽幌道路事務所
- ・北海道留萌振興局留萌建設管理部羽幌出張所
- ・北海道旭川方面羽幌警察署

3 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、定期的に合同点検を実施するとともに対策実施後の効果把握を行い、通学路の安全性向上を図っていきます。

これらの取組は、PDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全確保に努めていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

- ・町内の全通学路を対象に、教育委員会で学校からの通学路の安全対策に係る要望を集約し、関係機関と協議のうえ通学路の合同点検を行います。
- ・実施時期は夏期を基本としますが、積雪時の危険箇所の把握も必要なため、必要に応じて冬期にも実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や啓発看板の設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため学校関係者への聞き取りなど対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善、充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の作成

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成します。